

北海道立道民の森指定管理者候補者決定基準

I 申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

ア 道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 道立施設の管理の目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立の森指定管理者候補者選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

＜指定手續条例施行規則第5条＞

（欠格事項）

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

(1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体

(2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

(3) 破産手続き開始の決定を受けた法人又は清算法人

(4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人

ア 道の知事

イ 道議会の議員

(3) 負担金限度額

道が、指定期間における本施設の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で786,100,000円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合

① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合

② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合

イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの

- ② 記載事項に不備があるもの
 - a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
 - b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査の項目

(1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手續条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

＜指定手續条例第4条＞

（選定）

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手續条例第4条第5号の規定に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

森林に関する学習の機会を提供するとともに、自発的な森づくり活動に対する支援を行うこと。

(2) 審査項目

指定手續条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

III 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1の申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要なかつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法に従って審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定した。(つまり、ここで審査項目として定めた事項は道が申請者の創意工夫を期待しているものであり、配点を高く設定した審査項目については、より期待しているものである。)

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表4(評価方法)に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

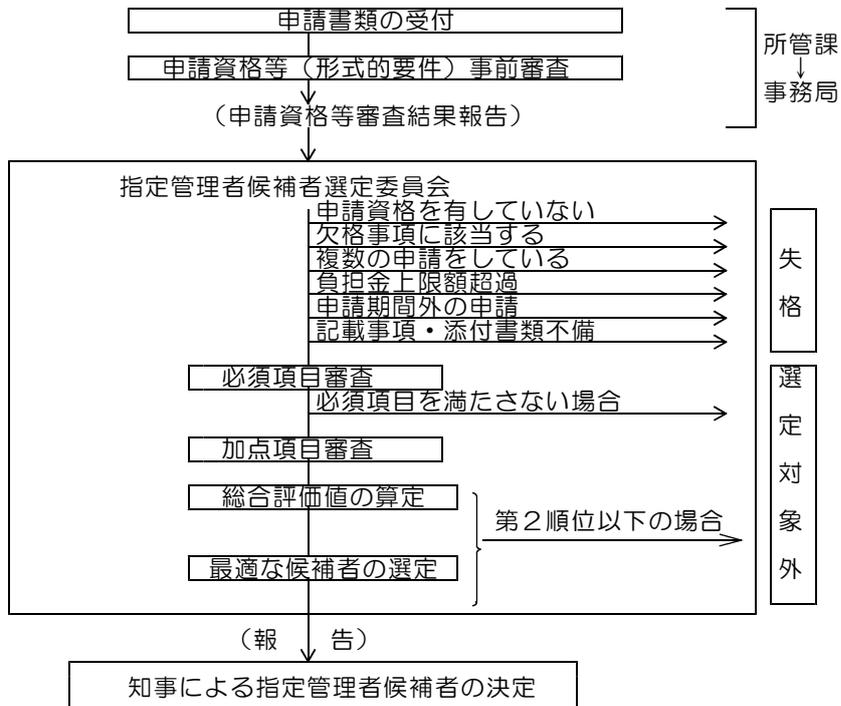
(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行い、選定委員会運営要領第5条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

<参考>

指定管理者候補者決定までの事務の流れ



【表1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目							
①申請資格を有していること							
②欠格事項に該当しないこと							
③複数の申請をしていないこと							
④収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること							
⑤申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること							
⑥申請書類の記載事項に不備がないこと							
				} ※注1			
申 請 資 格			単体	コンソーシアム (構成員)			
	説 明						
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。		○	○		
	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。		○	○ ※注2		
イ	道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。			○	○		
欠 格 事 項			単体	コンソーシアム (構成員)			
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体				○	○	
イ	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者				○	○	
ウ	破産手続き開始の決定を受けた法人又は清算法人				○	○	
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 a) 道の知事 b) 道議会の議員				○	○	

注1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

注2 コンソーシアムの場合については、コンソーシアムのすべての構成団体が申請資格を有し、欠格事項に該当しないこととします。

【表2】 必須項目審査に係る審査項目

選 定 基 準	必 須 審 査 項 目	適 合 状 況 (主な審査資料)
① 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	【平等利用の確保】 a) 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。	(業務計画書)
② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	【法令等の遵守】 a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと。	(業務計画書)
	【要求水準の充足】 b) 業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること。 c) 来園者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること。	(業務計画書)
	【安全確保等】 d) 駐車場を含む施設全体に関する事故防止策を定めていること。 e) 利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること。	(業務計画書)
	【道として取り組むべき課題への対応】 f) 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の2～5、8及び9に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること。 g) ICT（情報通信技術）を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること。	(業務計画書)
③ 業務計画に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【維持管理業務実施体制の確立】 a) 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること。	(業務計画書)
	b) 要求水準に定める管理に必要な人員数を満たしていること。	(業務計画書)
	【資産及び財務の状況】 c) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。	(納税証明書)
	【法令遵守能力等】 d) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること。	(定款・寄付行為、誓約書等)
	e) 役員等（法人でない団体にあつては、代表者）に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがないこと。	(誓約書等)
	f) 団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと。	(役員名簿、誓約書等)
	g) 社会保険等の届出義務を履行していること	(社会保険等届出義務履行証明書等)
④ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	【収支計画の妥当性】 a) 事業計画と収支計画が整合していること。 b) 管理費用が市場価格と極端に乖離していないこと。 c) 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。	(業務計画書、収支計画書)

<p>⑤ 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準 森林に関する学習の機会を提供するとともに、自発的な森づくり活動に対する支援を行うこと。</p>	<p>a) 道民に対する学習機会を提供する森林環境教育事業の提案がなされていること。 b) 道民との協働の促進について提案がなされていること。</p>	<p>(業務計画書、 収支計画書) (業務計画書)</p>
--	---	---------------------------------------

【表3】 加点項目審査に係る審査項目及び配点表

	審 査 項 目	配 点
条 例 四 条 関 係 (一 号 か ら 四 号)	1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	(5点)
	① 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること。	(5点)
	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	(20点)
	① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	(5点)
	② 利用者の利便が図られ、質の高いサービスの提供が期待できること。	(5点)
	③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。	(5点)
	④ 維持管理コスト縮減の方策が適切であること。	(5点)
	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	(10点)
	① スタッフ配置体制及びスタッフ教育が充実していること。	(5点)
	② 業務処理を安定して行う能力を有していること。	(5点)
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	(50点)	
① 収支計画書の内容が適切であり、道が支払う管理費用の総額が安価であること。	(50点)	
第 四 条 関 係 (五 号)	5 施設の性質又は目的に応じて定める基準 森林に関する学習の機会を提供するとともに、自発的な森づくり活動に対する支援を行うこと。	(15点)
	① 道民に対する学習機会を提供する効果的な森林環境教育事業の企画・運営が期待できること。	(5点)
	② 道民と森林とのふれあいの機会を提供する効果的な自主事業の企画・運営が期待できること。	(5点)
	③ 道民との協働の促進が期待できること。	(5点)
	合 計	100点

【表4】評価方法

	加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価レベル	得点化方法
定性的評価項目に対する五段階評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づき、非常に的確である。 ○ 提案内容が有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で非常に優れている。 	A	配点×1.00
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいて的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で優れている。 	B	配点×0.75
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいて、おおむね的確である。 ○ 提案内容が有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点でおおむね水準を満たしている。 	C	配点×0.50
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容に当該評価項目についての理解・認識は認められる。 ○ 提案内容の有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性は、あまり認められない。 	D	配点×0.25
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価項目についての理解・認識がなく、提案内容が加点水準まで達していない。 ○ 提案内容に加点水準までの有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が認められない。 	E	配点×0.00
価格に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額（5ヶ年の総額）」が予定価格の範囲内で最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。他の申請者の得点は、以下の「最低入札価格除算方式」により算出する。 <p><算出例></p> <p>（最低入札価格除算方式）</p> <p>配点を50点とした場合</p> <p>申請者A：道が支払う管理費用総額 50,000千円（最低価格1番札） 得点→50点×1.00=50点</p> <p>申請者B：道が支払う管理費用総額 55,600千円（2番札） 得点→50点×50,000千円/55,600千円 =44.964点≒44.96点（小数点以下第3位四捨五入）</p>		

加点審査項目に係る評価の視点

得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、各評価事項の達成率（満足度）に応じて表4「評価方法」により評価を行う。

ただし、4の①の「管理費総額」に関する評価事項については、表4「評価方法」中、「最低入札価格除算方式」による。

【評価事項の視点】

1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。 5点

① 施設の利用にあたり、利用者の平等利用を確保できること。〔配点5点〕

（評価事項）

- a 特定の個人、団体を優先することにならない。
- b 利用承認や利用料金の設定に不当な利用拒否又は不平等な取り扱いが行われる恐れがない。
- c 平等利用を確保するための具体的手法が盛り込まれている。

2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 20点

① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。〔配点5点〕

（評価事項）

- a 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。
- b 地域の観光資源と連携した取り組みなど、利用促進に係る多様な手法が提案されている。
- c その他収入増加に関する優れた提案がなされている。

② 利用者の利便が図られ、質の高いサービスの提供が期待できること。〔配点5点〕

（評価事項）

- a 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。
- b 幼児、障がい者、高齢者への十分な配慮に関する提案がなされている。
- c 利用者ニーズの的確な把握や苦情処理等に関して適切な方策が提案されている。
- d 利用者の利便性向上のため、施設利用に係る申請などの手続についてオンライン化やキャッシュレス決済の導入などが予定（実施）されている。
- e その他、利用者へのサービス提供について優れた提案がなされている。

③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。〔配点5点〕

（評価事項）

- a 管理運営の基本方針が道民の森の設置目的に合致している（設置条例）。
- b 遵守事項の違反に対する具体的な方策が提案されている（管理規則）。
- c 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。
- d 個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）の管理のための適正な措置が盛り込まれている（北海道個人情報保護条例）。
- e 防火管理者を定めるほか防火管理上、適切な措置が盛り込まれている（消防法）。
- f 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」以外の温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組が提案されている。
- g 生活環境保全、ゴミの減量化その他公衆衛生の向上に関する方針が示されている（廃棄物

の処理及び清掃に関する法律)。

④ 維持管理コスト縮減の方策が適切であること。〔配点5点〕

(評価事項)

- a 光熱水費等の節約など効率的な執行に関する提案がなされている。
- b 人件費、労務費の縮減に関する有効な提案がなされている。
- c 省エネやりサイクルなど環境に対する配慮に関する提案がなされている。
- d その他コスト縮減に関する優れた提案がなされている。

3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。 **10点**

① スタッフ配置体制及びスタッフ教育が充実していること。〔配点5点〕

(評価事項)

- a 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。
- b 利用者の安全確保、充実したサービスを効果的に実施できるスタッフ体制である。
- c 定期的な研修等、職員の資質向上のための教育が計画されている。
- d 専門的な知識を必要とする業務に適切な人員を配置できる。
- e 緊急時に適切な対応ができるスタッフ体制である。
- f 体育館の夜間受付の対応など機動的な組織体制に関する優れた提案がなされている。

② 業務処理を安定して行う能力を有していること〔配点5点〕

(評価事項)

- a 財務諸表等により業務処理を安定して行うための十分な資金力が確認できる。
- b 直接、間接を問わず、類似施設の管理運営実績（複数年）があり、業務の経験を生かすことが期待できる。
- c 直接、間接を問わず、植物管理業務あるいは植生施工の実績（複数年）があり、業務の経験を生かすことが期待できる。
- d 直接、間接を問わず、施設・設備等保守業務の実績（複数年）があり、業務の経験を生かすことが期待できる。
- e 直接、間接とを問わず、環境教育に係わる業務の実績があり、業務の経験を生かすことが期待できる。

4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。 **50点**

① 収支計画書の内容が適切であり、道が支払う管理費用の総額が安価であること。

〔配点50点〕

(評価事項)

- a 道が支払う管理費用の総額（総支出額から利用料金収入を差し引いた額）が、より安価なものである。
- b 施設管理経費の縮減が図られており、適切な収支計画書となっている。

5 施設の性質又は目的に応じて定める基準 **15点**

森林に関する学習の機会を提供するとともに、自発的な森づくり活動に対する支援を行うこと。

① 道民に対する学習機会を提供する効果的な森林環境教育事業の企画・運営が期待できること。

〔配点5点〕

(評価事項)

- a 道民の森の環境を生かした教育プログラムが提案されている。
- b 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。

- c 児童生徒の健全育成につながる事業内容である。
- ② 道民と森林とのふれあいの機会を提供する効果的な自主事業の企画・運営が期待できること。〔配点5点〕
(評価事項)
- a 利用者ニーズを踏まえた事業内容である。
 - b 各地区の施設の特性を十分に活かした事業内容である。
- ③ 道民との協働の促進が期待できること。〔配点5点〕
(評価事項)
- a 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。
 - b 協働の森づくりに係る道の施策のPRに関する具体的かつ効果的な方策が提案されている。
 - c その他道民との協働による施設の効果的な維持運営に関する優れた提案がなされている。